

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月11日 午後1時32分～午後3時5分

場 所 みやま市総合市民センター

出欠者 出席者 16名 欠席者 3名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）につ  
いて

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借の解約通知について

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 使用貸借契約変更通知について

5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
5番	河 野 和 夫	6番	中 村 正 治
7番	河 野 順 大	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	木 下 正 信
11番	松 藤 忠	12番	東 政 廣
13番	長 岡 直 行	14番	倉 吉 大 作
16番	田 崎 明	17番	前 原 新
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（3名）

1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
15番	北 原 喜 博		

出席推進委員（17名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	藤 木 茂 光	22番	井 上 正 光
23番	高 尾 芳 樹	24番	境 秀 作
25番	山 下 勝 敏	26番	釘 嶋 房 男
27番	大 塚 育 久	28番	上 原 充
30番	柿 原 廣 典	31番	坂 梨 正 充
32番	河 野 通 成	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	38番	宮 崎 和 道
39番	坂 口 昌 義		

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時32分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和6年3月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号1番野田一徳委員、2番日高德久委員、15番北原喜博委員より欠席の届けが出ておりますので御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号5番河野和夫委員、同じく6番中村正治委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

提出書類及び現地確認いたしましたところ、何も問題ないと思われれます。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われれますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○8番（加藤）

親子間じゃありません、これは。おじさんとおい。

○事務局（東）

申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりですが、移動の理由は、親戚間の贈与ということでございました。失礼いたしました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

ここも現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

ここも現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたが、ここも何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

6番の案件ですけれども、譲受人の方のほうに確認が取れまして、今回取下げをさせていただいて、来月審議するということになりましたので、一応そういうことで進めていきたいと思っておりますので、皆様方、御了承よろしくお願いいたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（岡）

それでは、整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○21番（藤木）



書類の確認と現地の確認をいたしました。何ら問題ないと思いますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

先日から現地及び書類を確認したところ、何ら問題ないと思われまますので、皆様の審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けいたします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これにつきましても、現地及び書類の確認をいたしましたところ、何ら問題ないと思われ  
ますので、皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定  
いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり  
です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これも現地及び書類を確認いたしましたけれども、問題ないと思われまので、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありました、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないよう、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないよう、議案第42号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号11番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号11番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何ら問題ないと思われま。皆さんの御審議をよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号11番について説明がありました、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないよう、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号12番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号12番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

現地確認しました。何ら問題ないと思われますので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号12番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号12番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号13番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号13番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

これも現地確認しました。何ら問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号13番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号、整理番号13番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。宅地等に囲まれた宅地化が進む状況に位置する第三種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

北・西は宅地、南は道路、東は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

3月7日、1時40分より関係者及び関係資料に基づきまして、現地の調査確認をいたしました。問題ないことが確認できましたので、御報告申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（長岡）

私が7日に現地を調査しましたところ、ここは1メートルぐらい盛土をする計画でありますけれども、この周辺は全部譲受人の土地でありまして、排水並びに出入口なんかも計画してあるみたいで、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第43号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第44号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田12万5,515平方メートル、畑11万1,142平方メートル、計23万6,657平方メートルで、件数は54件、筆数は137筆となっております。

議案書6ページを御覧ください。期間借地は、田9,487平方メートルで、件数は1件、筆数は7筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書19ページをご覧ください。あっせんに関する所有権移転です。推進機構への売渡し

が4件出ております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第44号について説明がありましたが、申請の中で、8ページの8番から11番及び23番、24番の譲受人については、新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。

○農政委員（東）

2月27日、農政の担当の方、地元委員の方、私農政委員で新規就農面談を行いました。本人はニンジン、トウモロコシ、アスパラ、イモ、イモはベニハルカですが、栽培をしています。農業経験は豊富であります。

この方は、地元にはない紅はるかをただいま2反ほど栽培しているということです。これを2町ほどにしようと計画をされております。それで、蒲地山に土地を1町2反、また、そのほかに3反6畝、2反6畝と譲受けをしておられます。これに紅はるかの作付を計画準備中です。譲受地が山間部で、最大の悩みはイノシシ対策だそうです。また、アスパラ等も計画してあります。

今後順調にいけば、法人の立ち上げ、また10町歩ぐらいはいきたいとのことでした。以上です。

○議長（徳永）

以上で議案第44号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第44号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項1「中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。

事務局は説明してください。

**○事務局（平野）**

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を受け手ごとに照会されています。

つきましては、議案書21ページ「権利の設定を受ける者」について御意見があるかお諮りします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま説明がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

**○30番（柿原）**

これは案ということで、一応促進計画（案）ということですが、一応案ということで農業委員会のほうに提起されておりますが、結果的には、最終的にはどげんかふうになつてですかね。こつてよかとか何とかちいう判断ばせやんちいうことやろうと思うとばってん、その中身が全然、中身の分らんけんね。いきなり提起されたっちゃ内容が分らんけん、よかならその内訳ちいうか内容、どげんかふうでこういう提案をしてあるちいうことの説明とかはでくつですかね。

**○議長（徳永）**

いいですか。

**○事務局（岡）**

半年前にもちよつとあつたと思いますけど、これは中間管理事業を使った貸し借りについて、今までは農業委員会の意見を聴かずに県が告示して、告示の結果を報告させていただいておつたと思います。

ただ、今は内容が変わりまして、農業委員会の意見を添えて機構のほうに上げるようになっておるところです。見ていただくところは、権利の設定を受ける者が機構を使った担い手にふさわしいのかということを見ていただくという形になります。基本的に個人と法人から、5法人と個人が1人ですので、この方たちについて、この人たちに集約して問題ないんじゃないとか、基本的に意見があるのか。この人はもう今、この人に集めたっちゃだめよとかちという意見があれば、そういった意見を添えて福岡県の推進推進機構に書類を渡すという形になりますので、見ていただくのはこの人たち、法人さんとか担い手さんに集約する



ことについてのお諮りと思ってください。細かい内容と言われても、ちょっと申し訳ないんですが、ここに持ち合わせていません。農事組合法人と大きくやっている担い手さんという形で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

もともとこれはみやまの農業委員会が管理というかな、一応把握しておったっちゃろ。それで、途中で何かの——違うと。もともと……。

ほら、途中から何か、県か国か知らんばってん、中間管理機構の都合ち言うとは失礼ばってん、で、これ私どもがしますよちいうごたるふうな形になったっちゃなかつかね、これ。

○議長（徳永）

クエスチョンじゃないんだろうかと。

○30番（柿原）

今までは何ちいうかね、貸し借りとか、けんかふうなかつはみやまの農業委員会の中であれしておったっちゃろう、まとめて、何ちいうかね。それば何か、それじゃなして、結局、農業委員会も何もせんちゃよかやなかばってん、それば、中間管理機構が何かするごたるふうな感じになったろう。ちょっと違うとかね。

○議長（徳永）

農地の売買企業の話ば言われよっとやなかですか。

○30番（柿原）

いやいや、何か利用権設定ちいうか、何かほら、法人化するときから、何らどうのこうの……。ようっと意味の分からん。

○議長（徳永）

ちょっと局長から、補足というか。

○事務局（岡）

内容的には、柿原委員言われるとおおり、推進機構を使った貸し借りについてです。利用権の設定のところ、前のページとかでいくと13ページとかに、機構への貸し借りと、機構への貸し分はここについているかと思えます。個人から機構へ貸す分は農業委員会の許可という形になっていまして、機構からこの分、今協議されているのは、機構が借りた分を誰に貸

すかというところでございます。今までやったろうち言われるとか、いつの時点かちょっとあれですけど、今までは、農業委員会の意見を聴かずに、機構さんが県の告示をもって貸付けをしていたところです。

それについて、今年度からは農業委員会の意見を聴いて、意見を添えて機構のほうに上げた分を農業委員会として異議なしという形、意見なしということですので、今までどおり貸付けますという形になったところです。ですので、昨年度までは機構が告示した分を報告という形で報告させていただいていた分です。機構の貸し借りについて、半年に一遍ですので、なかなか頭に残っておらんところもあると思いますが、言っているのは、今年度から農業委員会の意見を聴いて機構から貸付けを行いますというところです。変更点はその点ですので。

（「いっちょん分からん」と呼ぶ者あり）分からんでしょう。これは機構の貸し借りについての、機構から貸すところの意見を農業委員会に求められているので、この方でいいですかというところで聞かれていると、今年度から始まったところだと思います。前とは違います。

#### ○14番（倉吉）

今、機構が貸すちいうことは、ランダムに貸すちいうこと。

#### ○事務局（岡）

御存じのとおり、機構はある程度貸す側と借り手がマッチングしておらんと受け付けません。ただ、そういう中でも、農業委員会に貸す人がこの方でいいのかというところで、今年度からは意見を聴くという形になっています。

細かく言うと、昨年度までは担い手という形で、本当言うと機構に登録してある人に機構が選んで貸し付けるという名目的にはなっていたんですけど、今までと一緒に、マッチングしておらんと機構は借りも貸しもしませんよという形は変わっておりません。以上です。

#### ○議長（徳永）

なかなか分かりづらいところもあるかとは思いますが、一応そういったふうな法令とか、そういったところののっとして物事を進めていくための1つの通過点みたいなところもありますので、これでよろしいですかということ等で、はい、いいですよということであれば、その意見をもって県に上げるという形になります。

#### ○10番（木下）

ここにいわゆる審議結果であつてでしょうか、審議結果とある。これ審議していいと、右側

に審議結果とありますが、いっちょいっちょ審議していくということじゃなかつですか。違  
うと。

**○事務局（岡）**

協議ですので、一応審議結果とつけていますけど、この中の人たちでもし2番目の人とか3  
番目の人は、何か意見があったときには、ほかの人は意見ないですけど、そういう形でさせ  
ていただいております。全員が一遍にというよりも、それぞれで判断をしたいとは思いますが、審議的には一遍にやりたいと思っております。協議的には。

**○26番（釘嶋）**

この農事組合法人ばいろいろ書いてあるばってんですね、こればみやま市全体の農業委員  
会で審議することを、まず私は無理と思う。各地元の人たちでなかぎっと、この農事組合法  
人とか、大きな面積作りよってん個人さんとかは、ほとんど地元の人たちしか知らんと思  
うとですよ。これはもう各地区で審議してもろうてよかつじゃなかやろうかち私は思いますけ  
れども、いかがでしょうか。

**○議長（徳永）**

各個人というか、これが農業委員会の意見を添えてという形で協議事項になっているとい  
うのが決まったんですよ。ですから、多分前回は一回こういうふうに上がってきたとは思  
うんですけども、各個人や法人がやっていらっしゃる内容とかなんとかを農業委員さんたち  
がなかなかそこまで把握はできていないから、その判断を農業委員会にゆだねるとい  
うのはちょっと難しいんじゃないかという御意見も分からないではないんですけども、とりあ  
えず、以前はこういったところまで上がっていない状態で、中間管理事業のほうがそのまま県  
に流していたところがあるので、そんなに勝手にしてはいけないんじゃないかという多分意  
見が出てきて、じゃ、せめて一度農業委員さんたちにはこういったふうな知らしめるとい  
うか、そういった形を踏みましょうという流れかなとは思っています。

**○26番（釘嶋）**

だけんですね、ちょっと、私瀬高ですけども、山川とか高田の法人さんとか個人さんとか  
全く面識なかつですよ。その信用のあるとかなかとか、そこまで突っ込んで審議する必要  
なからうばってんが、旧町にお任せするべきやなからうかと私は思いますので。

**○事務局（岡）**

基本的には、設定を受ける者が耕作面積、集約する分に値するのかという判断をしていた

だくと可能と思います。あと、もし地元とかで何とかいけないときは、その地元の方が行ってもらって結構と思います。皆さんに一般的には、耕作面積に対してこの法人さんが、この個人さんがこのくらい作りよる人にあてるとばいな、なら大丈夫ばいなと判断していただいて結構と思います。ですので、細かく人を、この人だからどうなのとかまでは、知らんところについてはもうそこまで、うちも正直言うて分からんところのありますので、担い手に集約するという形の機構の貸し借りですので、この方に集約されることについては問題ないだろうぐらいのレベルだと私も感じておりますので、そんな判断で結構だと思います。

○14番（倉吉）

ちょっとよかですか。これは中間機構が例えば、この数字で言うと、（法人）〇〇に199平方メートル貸すというふうな話ですよ。そして、ここの中で、農業委員会で一応結果を出すと。そうした中で、今さっき言われたように、ほんなら開のほうに199平方メートル、それくらいの誰が借りますかと言った場合に、当然お返しはでくっつとでしょう、この案の変更ちいうか。どげん言わやんやっつけ。199平方メートル売れば、誰が借り手のありますか。（発言する者あり）あつ、法人が借るち言いよつと。

○事務局（岡）

そうです、そうです。これは借り手です。

○14番（倉吉）

そうですか。

○事務局（岡）

これは借り手はこの人でいいですかちいう御意見を聞いていると。

○14番（倉吉）

いや、私はですね、そりけん、中間管理機構が、そいちけんランダムで選んで貸すとですかち聞いたじゃなかですか。そりけん、結局、法人のほうがこの土地は貸してくださいちいうことですよ。そげんとっていいとですよ。

○議長（徳永）

そうです、そうです。199をその人が借り受ける。

○14番（倉吉）

そんなら、そげん検討する必要はないとじゃなかですか、審議することは。

○事務局（岡）

ですので、推進機構としても、何でこんなことをするのかというところはありますけど、形式上、自分たちの責任をとということかなち、あんまりこれ議事録に載せたくはないんですけど、まあそういうところがありますので。

先ほども言いましたように、13ページに機構に貸すところは委員会のほうで決定をしていますので、機構から法人、ここで言う法人とかなんとか、担い手に貸すほう、機構から貸すほうの、この方たちで何か意見ございますかという問合せがあつておるので、協議という形にさせていただいておるところです。

#### ○4番（江寄）

例えば、今内容が分からないという話がありましたけど、例えば、この21ページの上から3番目の法人です。おさじま。海津って私が住んでいるところになるので、ちょっと今見ていたんですけど、この1353番1外2筆というのは、今回の資料の7ページの利用権設定各筆別明細、これの下から3つ、5、6、7か、これの面積を合わせると7,287平方メートルになります。ということで、21ページの法人おさじまに書いてある7,287平方メートルと合うので、どこの土地が動いていくかというのは、読み取ることはできます。以上です。

#### ○議長（徳永）

ありがとうございます。先ほど江寄委員から言われた内容は分かりますか。7ページの5、6、7の譲渡人が、譲受人が中間管理推進機構のほうになっているんですけど、この3つの農地を合わせたところが、先ほど言われました△△の法人に貸す面積という流れになっている形です。ですから、中間管理事業のほうに渡すのは利用権設定に載っているけれども、その後には中間管理事業が誰に渡すのかというのはここに載ってきているという、そういった形ですね。

ほかに何か、なかなか分かるような分からないようなあれですけど、頭を整理しながらよろしくをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

ほかに御質問がないようですので、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）については意見なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御意見がないようですので、意見なしといたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が20件出されております。

内容については、所有権移転が3件、設定が10件、自作が5件、転用が2件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第2号、使用貸借の解約通知について、使用貸借解約の届出が5件出されております。内容については、設定が4件、転用が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、市街化区域の転用届出を2件受理しております。1件は住宅への通路及び庭として利用のため、もう一件は戸建ての借家5軒と集合住宅1棟としての利用のためです。

書類の確認と2月26日、27日に地元委員と事務局で現地確認をし問題なしと判断し、受理通知書を交付しております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第4号、使用貸借契約変更通知について、使用貸借の期間変更が1件出されております。経営移譲年金受給に関して、契約期間に空白ができないよう変更するものです。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

**午後3時5分 閉会**